

公共事業再評価調書

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：大座地区 農地整備事業(補助金事業)		
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H24～R3
	事業箇所：石垣市	根拠法令：土地改良法	事業期間：H24～R6
	総事業費(百万円)：1,832	費用内訳：補助 75/100	事業量：区画整理 44.8ha
(整備目的)	現況ほ場は、概ね5～10%の傾斜をなし、隣接するほ場や原野等との高低差が大き。道路網は整備されておらず、区画も不整形であるため、農業機械の導入が困難で営農の効率が著しく低い。また、地区内末端排水も整備されておらず、排水不良地帯となっている。このため、区画整理事業により、機械化による営農形態の拡大とともに、作業効率及び農作物の安定生産を図ることを目的としている。		
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他		
3 再評価に至った 主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input checked="" type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他		
4 事業の進捗 状況 (R3.3末時点)	項目	事業費(百万円)	区画整理(ha)
	計画	1,832	44.8
	実施済	1,089	23.5
	率	59.4%	52.5%
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:54年) (基準年:R2) (単位:百万円)	①作物生産効果	4	①事業費(事務費込み) 1,860
	②営農経費節減効果	38	②その他費用(関連事業費等) 278
	③維持管理費節減効果	-6	③総費用 2,138
	④災害防止効果(農業関係資産)	3	(①+②)
	⑤その他効果(赤土流出防止効果)	65	
	⑥年総効果額(①+②+③+④+⑤)	104	
	⑦割引率	0.04	
	⑧総便益額(現在価値)	2,346	総費用=事業費+その他費用(関連事業費+再整備費-評価終了時の資産価値)
	$\text{総費用総便益} = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 2,346 \div 2,138 = 1.09$ 費用負担割合(国75%、県16.5%、地元8.5%)		
6 事業を巡る状 況の変化	①社会・経済：平成26年度に国営かんがい排水事業石垣島地区が着手されたことから、新たな受益地となる北部地域を含め、地域のニーズの把握、合意形成にあたりながら計画的な農業用水の供用開始に向け、区画整理を実施していく必要がある。 ②地元・自治体：石垣市の農業農村整備事業への取組にあたり、石垣市では、平成29年度に第4次石垣市総合計画(後期計画(H29～R3))の策定、令和3年度では石垣農業振興地域整備計画の見直しを行っており、これら地域振興計画・施策等に基づき、引き続き、農業生産基盤の整備を推進していく。 ③利害関係者：本地区は、土地改良法に基づく事業として平成24年10月1日に大座地区受益者から施工申請が提出されており、受益者は引き続き事業の継続を希望している。		
7 事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 本事業による農業生産性の向上は、農家の所得向上及び優良農地の確保に寄与するものであり、地域農業の振興の観点から必要不可欠である。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 本事業の施設用地については共同減歩により創出し、区画整理の進捗率も約53%と進捗していることから、現計画を推進することが効率的である。 ③事業効果の発現状況 区画整理事業により、区画整形、農道、排水などの整備された農地では、機械化等による営農が促進されており、農地における生産性が向上している。		
8 今後の対応・見通し	①事業計画等：残りの区画整理の範囲については、作付け調整も整っており、区画整理は令和5年度までに、換地は令和6年度までに完了予定である。 ②対住民関係：完了年度整備に向けた地元説明会を開催し、地元要望や営農体系に応じたきめの細かい整備を推進する。 ③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。		
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止		